平成28年度小矢部市人事行政の運営等の状況

小矢部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年小矢部市条例第2号)第6条の規定に基づき、平成28年度における小矢部市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部項目については、平成29年4月1日現在の状況等を公表します。

平成 29 年 10 月 31 日

小矢部市長 桜 井 森 夫

(単位:人)

#### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況(各年4月1日現在)

職員数 対前年 部門 主な増減理由 区 分 平成 29 年 増減数 平成 28 年 議 会 5 4 配置職員の調整 1 総務企画・税務 69 69 0 般 民生・衛生 94 97 △3 | 配置職員の調整 行 △1 配置職員の調整 商工・労働 9 10 政 1 事務事業の見直し 農林水産 19 18 部 17 1 事務事業の見直し 土 木 18 門 小 計 214 215  $\triangle 1$ 教 育 21 24 △3 配置職員の調整 特政 別行 防 0 0 0 消 小 計  $\triangle 3$ 21 24 公営企業等会 計 部 門 水道·下水道 13 13 0 その 7 8 事務事業の見直し 他 小 計 20 21 1 合 計 256 259  $\triangle 3$ 

<sup>※</sup> 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを 含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

- (2) 採用の状況 (平成28年度)
  - ①市長部局等 16 名採用 (競争試験 16 名)
  - ※ 「市長部局等」には市長部局、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、 公営企業を含みます。(以下同じ)
- (3) 昇任等の状況 (平成28年度)
  - ①市長部局等

一般職員51名(部長:5名、理事:4名、次長:6名、課長:8名、課長補佐:5名、

主查:15名、主任:8名)

※( )内は昇任後の階層等毎に分類したもの

- (4) 退職の状況 (平成28年度)
  - ①市長部局等 13 名退職

# (5) 等級及び職制上の段階ごとの職員数

# ≪行政職≫

生红	等級別基準職務表に規定する	合	計	内訳		職制上の段階		
等級	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
				主事	54			
1級	定型的な業務を行う職務	59	25.9	技師	5			
				計	59			
				主事	25			区
2 級	高度の知識又は経験を必要と     する業務を行う職務	32	14.0	技師	7	133	58.3	係員級
	9 る未物で11 フ戦物			計	32			が又
				主任	42			
3 級	主任の職務	42	18.4					
				計	42			
				主査	41			主
4級	主査の職務	41	18.0			41	18.0	主査級
				計	41			
	本庁又は委員会等の事務局			課長補佐	25			課長補佐級
5級	の課長補佐の職務	25	11.0			25	11.0	補佐
	ON IN IN IT ON ANY ON			計	25			級
				課長	10			
				班長	2			
	1 本庁又は委員会等の事務			津沢コミュニティプラザ所長	1			===
	局の課長			│ │稲葉山牧野場長	1			課 長
6級	又は班長の職務	20	8.8			20	8.8	課長·次長級
	2 次長の職務			次長	3			級
	3 会計管理者の職務			会計管理者	1			
				教育委員会事務局次長	2	]		
				計	20			
				部長	4			тш
	部長、教育委員会事務局長、			理事	3			理事·部長級
7級	議会事務局長又は理事の職	9	3.9	教育委員会事務局長	1	9	3.9	部
	務			議会事務局長	1	]		級
				計	9			
	合計	228	100					

# ≪企業職≫

	<b>  F   11   / /  </b>							
等級	等級別基準職務表に規定する	合	計	内訳		職制	削上の具	没階
可似	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
				主事	1			
1級	定型的な業務を行う職務	3	23.1	技師	2			
				計	3			
	京京の知識型は2015年11日			主事	3			15.
2 級	高度の知識又は経験を必要とす	4	30.7	技師	1	10	76.9	係員級
	る業務を行う職務			計	4			紋
				主任	3			
3 級	主任の職務	3	23.1					
				計	3			
				主査	0			<b>+</b>
4級	主査の職務	0	0			0	0	主査級
				計	0			紋
				課長補佐	2			課
5 級	課長補佐の職務	2	15.4			2	15.4	課長補佐級
				計	2			級
				課長				課
0 4T	一冊 月 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			次長	1			長
6級	課長又は次長の職務	1	7.7			1	7.7	課長•次長級
				計	1			級
				部長				理
7 411	が長りは田東の磯敦		0.0	理事			0.0	理事・部長級
7級	部長又は理事の職務	0	0.0			0	0.0	部長
				計	0			級
,	合計	13	100					•

#### ≪技能労務職≫

5E 6TL	等級別基準職務表に規定する	合	·計		内訳		職制	削上の質	设階
等級	基準となる職務	(人)	(%)		職名	(人)	(人)	(%)	段階
				主事					
1級	定型的な業務を行う職務			技師					
					計				
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業			主事					仫
	同度の知識又は柱駅を必安とする来   務を行う職務			技師			3	60.0	係員級
	行で1] プ収分				計				极
	主任の職務			主任		3			
3 級		3	60.0						
					計	3			
				主査		2			<b>→</b>
4 級	主査の職務	2	40.0				2	40.0	主 查 級
					計	2			视
	合計	5	100.0						

# 2 職員の人事評価 (試行) の状況

(1) 評価対象者

正規職員(派遣職員を除く。)

- (2) 評価基準日及び評価対象期間
  - ①評価基準日
    - ・能力評価 9月1日
    - ・業績評価 9月1日(前期)、2月1日(後期)
  - ②評価対象期間
    - ·能力評価 10月1日~翌年9月30日
    - ・業績評価 4月1日~9月30日(前期)、10月1日~翌年3月31日(後期)
- (3) 評価方法
  - •能力評価

職員の職務上の行動等を通じて発揮した能力を把握します。

職層に応じた標準職務遂行能力に照らし、職員が実際に職務上とった行動がこれに該当するかどうかを評価します。

#### • 業績評価

職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを把握します。

3つの目標を設定し、自己評価を行います。評価者は、自己評価内容及び実績等から評価します。

### 3 職員の給与に関する事項

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本 台帳人口 (H29.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 27年度の 人件費率
28 年度	人	千円	千円	千円	%	%
20 平及	30, 746	13, 908, 274	422, 096	1, 950, 058	14. 0	13. 3

- ※1 普通会計とは、公営企業を除く市事業全般を行うための会計をいいます。
- ※2 人件費には、一般職員、幼稚園の教員に支給される給与・共済費及び市長・議員等に支給される給料・報酬等を含みます。

# (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 料	給 職員手当	与 期末・勤勉 <sub>手当</sub>	計 B	一人当たり 給与費 (B/A)
90 左座	人	千円	千円	千円	千円	千円
28 年度	233	814, 312	112, 884	312, 225	1, 239, 421	5, 319

- ※1 職員手当には、退職手当を含みません。
- ※2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

#### (3)職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	304, 069 円	365, 060 円	42.1 歳
技能労務職	296, 060 円	309,672 円	55.4歳

- ※1 「一般行政職」とは、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職、教育職を除く職員です。(以下同じ)
- ※2 平均給与月額とは、給料月額に扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手 当等の諸手当を加えたものの平均月額です。

# (4) 職員の初任給の状況 (平成29年4月1日現在)

X	分	小矢部市	富山県		
	<i>)</i> J	決定初任給	決定初任給		
一般	大学卒	178, 200 円	184,800 円		
行 政 職	高校卒	146, 100 円	150, 500 円		

# (5)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

区分	経験年数 区分		10 年以上 15 年未満		15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満		
_		般	大学卒	262, 200 円	310,800 円	360, 900 円		
行	政	職	高校卒	該当なし	282, 300 円	231, 500 円		
技		能	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし		
労	務	職	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし		

<sup>※</sup> 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

# (6) 一般行政職の級別職員数の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	<b>3-1</b>
標準的な 職務内容	主事 技師	主事 技師	主任	主査	課長補佐	次長 課長	部長 理事	計
職員数	人 25	人 24	人 32	人 22	人 22	人 18	9	人 152
構成比	% 16. 4	% 15. 8	% 21. 1	% 14. 5	% 14. 5	% 11. 8	% 5. 9	% 100

<sup>※1</sup> 小矢部市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

<sup>※2</sup> 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

# (7)職員手当の状況

区分	,	小 矢 部 市	ij	富 山 県			
	(平成 28 年度	(支給割合)		(平成 28 年度支給割合)			
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
Hn 1. ~ \10	6月期	1.225月分	0.80月分	6月期	1.225月分	0.80月分	
期末手当	12 月期	1.375月分	0.90月分	12 月期	1.375月分	0.90月分	
勤勉手当	計	2.60月分	1.70月分	計	2.60月分	1.70月分	
	職制上の段階、職務の			職制上の段階、職務の			
	級等による加算措置		有	級等による力	有		

※ 期末手当の月数は給料及び扶養手当を基礎とする月数をいい、勤勉手当の月数は給料を基礎とする月数をいいます。

区分		小矢部	市	/ī	富 山 県	Į.	
	(平成 29 年 4	4月1日支給率	函(	(平成29年4月1日支給率)			
		自己都合	勧奨・定年		自己都合	勧奨・定年	
	勤続 20 年	20.445月分	25.55625月分	勤続 20 年	20.445月分	25.55625月分	
	勤続 25 年	29.145月分	34.5825月分	勤続 25 年	29.145月分	34.5825月分	
	勤続 35 年	41.325月分	49.59月分	勤続 35 年	41.325月分	49.59月分	
退職手当	最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分	
	その他加算技	皆置 定年前早	期退職特例	その他加算措置 定年前早期退職特例			
		措置(2%	%~20%加算)	措置 (2%~45%加算)			
		自己都合	勧奨その他				
	1人当たり	1人当たり 0.000 エル					
	平均支給額	3,218 千円	20,005 千円				

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した全職種に係る職員に支給された 平均額です。

		区 分	全 職 種		
	職員全体に占	iめる手当支給職員の割合	10.1 %		
	支給対象職員	1人当たり平均支給年額	9,544 円		
特殊勤務手当	手当の種類	(手当数)	6 種類		
(平成 28 年度)	代表的な 手 当 の 名 称	支給額の多い手当	牧野作業手当		
		文和領の多V 十日	社会福祉業務手当		
		多くの職員に支給されている手当	市税等徴収手当		
		多\ツ㈱貝に乂和されているナヨ	社会福祉業務手当		

		平成 27 年度	支 給 総 額	57,716 千円
時間多	外	平成 21 平及	職員1人当たり支給年額	356 千円
勤務手	当	平成 28 年度	支給総額	44,716 千円
		十成 20 十段	職員1人当たり支給年額	260 千円

# ※ 平成28年度職員1人当たり支給年額

平成 28 年度支給総額(普通会計)

平成28年4月1日職員数(管理職を除く普通会計職員)

# (平成29年4月1日現在)

区分	内容	県の制度 との異同	富山県の制度と異なる内容
扶養手当	(1)配偶者 10,000円 (2)配偶者以外 ①1人につき6,500円 子は8,000円 ②満16歳年度初めから満22歳年度 末までの間にある子1人につき、 5,000円を加算	異なる	<ul><li>○県の制度</li><li>(2)配偶者以外</li><li>②満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,200 円を加算</li></ul>
住居手当	借家等 ①家賃 23,000 円以下の場合 家賃-12,000 円 ②家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額 27,000 円)	異なる	○県の制度 借家等 ①家賃 20,000 円以下の場合 家賃-9,000 円 ②家賃 20,000 円を超える場合 11,000 円+(家賃-20,000 円)/2 (最高限度額 27,000 円)
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000円~31,600円	異なる	<ul><li>○県の制度</li><li>(2)交通用具使用職員</li><li>距離段階区分に応じ 2,000 円~34,890 円</li></ul>
管理 職手 当	管理または監督の地位にある職員に当 該職の区分に応じて22,000円~66,400 円を支給	異なる	○県の制度 管理又は監督の地位にある職員に当該 職の区分に応じて 146,400 円以内を支 給

管理	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊		
職員	急の必要等により週休日等に勤務した		
特別	場合に支給	同じ	
勤務	6 時間以下 4,000 円~8,000 円		
手当	6 時間超 6,000 円~12,000 円		
	公務を異にする異動又は在勤する公署		
	の移転に伴い、住居を移転し、父母の		
	疾病その他の規則で定めるやむを得な		
単身	い事情により、同居していた配偶者と		
赴任	別居することとなった職員に支給	異なる	
手当	月額 30,000円+加算額(※)		月額 30,000円+加算額(※)
	※職員の住宅と配偶者等の住居との交		※職員の住宅と配偶者等の住居との交
	通距離が 100km以上の場合に上限		通距離が 100km以上の場合に 8,000 円
	70,000 円を加算		~70,000 円を加算
休日	休日において、正規の勤務時間中に勤		
勤務	務することを命ぜられた職員に支給	異なる	
手当	勤務 1 時間当たりの給与額×(1.25~	共なる	1時間当たりの給与額×1.35×時間数
十日	1.50) ×時間数		
	本来の勤務に従事しないで行う外部と		庁舎・設備の保全等 6,600円
	の連絡、文書の収受、庁内の監視		福祉施設における管理監督 7,200円
宿日	4,200 円/回		医療当直看護師等 6,700円
直手	(勤務時間 5 時間以内は2,100円/回)	異なる	医師 20,000円
当	稲葉山牧野の牛の飼育のための勤務		
	5,100円/回		
	(勤務時間 5 時間以内は2,550円/回)		

# (8) 特別職の報酬等の状況

(平成29年4月1日現在)

区	区 分		分給料・報酬月額		分	平成 28 年度支給割合		
		市長	830,000 円		市長			
給	料	副市長	710,000 円		副市長	6月期 1.50月分		
		教育長	610,000円	期末手当	教育長	12月期 1.75月分		
		議長	445,000 円	- 別小十日	議長	計 3.25月分		
報	酬	副議長	390,000 円		副議長			
		議員	360,000 円		議員	加算措置 40%		

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件

# (1) 勤務時間の状況

平成29年4月1日現在の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤	務	時	間	8:30~17:15
休	憩	時	間	12:00~13:00

- ※1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員(各種施設等)は、上記以外の勤務時間の割振りによります。
- ※2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申し出により、休憩時間を45分以上1時間未満とすることができます。

# (2) 休暇制度の取得状況

職員の休暇制度については、小矢部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則に基づいて定められており、主な休暇制度の状況は次のとおりです。

	// ppg /// N/A // Ppg 66	平成 28	8年(H28.	1.1~H28.12.31)
区 分	休暇(休業)期間等 (1年あたり)	の取得状況		
	(1   0)/(2 ) )	Ħ,	長部局	等
年次休暇	20日	平均	5.9	日
夏季休暇	5日以内	平均	3.2	日
ボランティア休暇	5日以内	取 得者	0	人
看護休暇	5日以内	取 得者	16	人
育児時間	1日を通じて90分以内	取 得者	5	人
病気休暇	原則90日以內	取 得者	10	人
介護休暇	6月以内	取 得者	0	人
育児短時間	子が小学校就学の始期に達するまでの	取 得者	1	λ.
勤務	期間で希望する勤務形態を選択	取 得者   1 		人

#### 5 職員の休業に関する状況

職員の休業制度については、地方公務員法、地方公務員の育児休業等に関する法律等に基づいて定められており、主な休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休業期間等 (1年あたり)	平成 28 年 (H28.1.1~H28.12.31) の取得状況 市長部局等
	子が3歳に達する日までの期間	取得者
育児休業		7 人
	子が小学校就学の始期に達するまでの	取得者
育児部分休業	期間で、始業時又は終業時、1日を通	2 人
	じて2時間以内	
自己啓発等	在職期間、勤務成績等の条件を満たす	   取 得者   0  人
休業	職員で、3年以内	以 行行 0 人
配偶者同行休業	配偶者が外国で勤務等をし、共に外国	取 得者 0 人
11四日刊17111111111111111111111111111111111	で生活する場合において、3年以内	以 付

### 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分の状況

平成28年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	降任	降 任 免 職		降級	合 計
市長部局等	0人	0人	1人	0人	1人

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

#### (2) 懲戒処分の状況

平成28年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	戒 告	減給	停職	免 職	合 計
市長部局等	0人	0人	0人	0人	0人

※ 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公 務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

#### 7 職員の服務の状況

#### (1) 職務専念義務免除の状況

平成28年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免 除 の 事 由	承認件数
研修を受ける場合	0 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	19 件
その他任命権者が特に必要と認める場合	28 件
合 計	47 件

※ 市職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務 に専念する義務がありますが(地方公務員法第35条)、合理的な理由がある場合は、限定 的にその免除が認められています。

# (2) 営利企業等従事許可の状況

平成28年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許 可 の 基 準	許可件数
次のいずれにも該当しないと認める場合	
①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利	
害関係又はその発生のおそれがある場合	13 件
②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合	
③その他公務員として適当でないと認められる場合	

※ 市職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない(地方公務員法第38条)とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

# 8 職員の退職管理の状況

平成28年度の退職者の再就職の状況については、次の表のとおりです。

		再就職者	再就職者数						
	退職者数		市 (特別職・再任用ほか)	市出資法人(50%以上)	民間企業	その他の 団体			
市長部局等	12	7	5	1	0	1			
教育委員会	1	1	1	0	0	0			
合計	13	8	6	1	0	1			

# 9 職員の研修の状況

平成28年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

# 市長部局等

区分	研修名	修了者数	開催期間
一般研修	新任職員研修	16	3日間
(階層別	新任職員研修Ⅱ	16	1 日
研修)	新任職員研修【前期】	16	4 日間
	新任職員研修【後期】	15	3 日間
	中堅職員基礎課程研修	15	2 日間
	中堅職員継続課程研修	1	2 日間
	新任係長研修	13	2 日間
	現任係長研修	8	2 日間
	新任主幹研修	6	2 日間
	新任所属長研修	7	2 日間
	現任課長研修	2	2 日間

区分	研修名	修了者数	開催期間
一般研修	タイムマネジメント研修	2	1 日
(専門研	議会答弁書作成力向上研修	1	1 日
修)	説明力向上研修	2	1 日

住民満足度(CS)向上研修	1	1 日
新地方公会計制度による財務書類作成研修	1	2 日間
クレーム対応研修	1	1 日
新任職員トレーナー養成研修	12	3 時間
技術職員研修	8	1.5 時間
ハードクレーム対応研修	2	1 日
市長随行研修	2	3 日間
チーム力強化研修	1	1 日
ファシリテーション研修	1	1 日
コミュニケーション研修	8	1 日
法制執務研修	4	4 時間

区分		派遣機関、研修名等	修了者数	開催期間
派遣研修	自治大学校	第2部課程第177期	1	76 日間
	自治大学校	人材育成特別研修第3期	1	4日間
	国土交通大学校	道路構造物[設計・施工コース]	1	12 日間
	一般財団法人 地域活性化センター	第 28 期全国地域リーダー養成塾	1	30 日間
	国土交通省	用地事務(初級)	1	5 日間
	北陸地方整備局	道路行政	1	3 日間
		法令実務能力の向上A(基礎)	1	5 日間
	市町村職市町村職員 中央研修所 (市町村アカデミー)	使用料等の滞納債権の回収強化	1	5 日間
		住民窓口サービスの向上	1	5 日間
		管理職に必要な組織マネジメント	1	3 日間
		議会事務	1	9 日間
	全国市町村国際文化研	地方公営企業法の適用に向けた実務	1	3 日間
	究所(国際アカデミー)	生涯学習によるまちづくりを考える	1	3 日間
	金沢市職員研修所	異業種交流研修	1	2 日間
全	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育士会	第 29 期主任保育士主幹保育教諭特別講座	1	8 日間
	日本公衆衛生学会	市町村保健師管理能力育成研修	1	2 日間
	一般社団法人 日本公衆衛生協会	東海北陸ブロック保健師研修	3	3 日間

地域包括・在宅介護支援 センター研究協議会	東海北陸ブロック地域包括・在宅 介護支援センター研修	1	2 日間
一般財団法人全国建設 研修センター	空き家対策	1	3 日間
一般財団法人	廃棄物処理施設技術管理者講習 (最終処分場)	1	10 日間
日本環境センター	廃棄物処理施設技術管理者講習 (破砕リサイクル施設)	1	10 日間
公益社団法人 小矢部青年会議所	小矢部青年会議所交流研修	4	通年
富山県	市町村等中堅幹部職員養成研修	1	1 年間
	愛知県一宮市、愛知県大府市、埼玉県三郷 市、埼玉県八潮市	1	3 日間
	佐賀県鳥栖市、長崎県対馬市	1	3 日間
行政視察研修	埼玉県三芳町、千葉県習志野市、栃木県宇 都宮市	1	3 日間
1190000000000	新潟県十日町市	1	1 日
	福井県勝山市、岐阜県大垣市、岐阜県山県市	1	2 日間
	島根県江津市	2	2 日間
	社会福祉施設等助成事業研修	1	1 日
	木造耐震診断資格者講習 木造住宅の耐震改修技術者講習	1	2 日間
	農業委員会先進地視察	1	2 日間
	Pay-easy 地公体セミナー2016	2	1 日
	小規模非木造家屋評価演習	1	2 日間
	管理者のための滞納整理実務	1	2 日間
	公金クレジット収納セミナー	4	1 目
	ブロック別徴収事務研修	1	3 日間
特別派遣研修	玉掛け技能講習	1	3 日間
(チャレンジ研修)	地方公共団体におけるリース・レンタル業 務委託の契約実務研修	1	2 日間
	全国地域リーダー養成塾修了者研修会	1	2 日間
	自治大学校事後研修会	1	1 目
	日本女性会議 2016 秋田	1	2 日間
	eLTAX 研修会	2	1 目
	乳幼児保健研修(地域母子保健)	1	3 日間
	第 60 回全国保育研究大会	1	3 日間
	公共建築工事品質確保技術者資格試験	1	1 日
	地方自治体監査の基礎実務	1	2 日間

	被災建築物の被災度区分判定基準及び復旧 技術指針講習会	1	1 目
--	--------------------------------	---	-----

区分	研修名	修了者数	開催期間
その他	女性リーダー研修	24	3 時間
研修	人事評価者研修	98	3 時間
	被評価者研修	132	3 時間
	人権啓発研修	10	90分
	接遇研修(障害者差別解消法対応)	83	3 時間

#### 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

- (1) 職員の安全衛生関係及び利益の保護の状況 労働安全衛生法に基づき、各種健康診断を実施しています。
- 健康診断実施状況
  - ・平成28年度 決算額 1,371千円

健康診断名称	対象者	実績等
定期健康診断	全職員(一部臨時職員含む)	300人

# ○メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策

・平成28年度 決算額 222千円

区分	内容	実績等	
メンタルヘルス対策	ストレスチェック診断(全職員対象)	316人	
	カウンセリング		

### (2) 厚生制度

職員の勤務能率の向上や元気回復などを目的として、職員の掛金によって運営する互助会 が主体となって厚生事業を行っています。

- ○小矢部市職員互助会による職員に対する厚生事業

・平成28年度 決算額2,396千円(公費負担率0%)

・会員掛金

給料月額 × 0. 2% × 12月

#### ・会員掛金で運営している事業

事業名称	事業概要、対象者	内 容	実 績
結婚祝金	結婚した者	30,000円	6人
出産祝金	出産した者 (妻が出産した者含)	20,000円	10 人
香典+花輪	会員本人が死亡	200,000円+花輪	1人
香典+花輪	配偶者が死亡した者	30,000円+花輪	0人
花輪	同居の家族等が死亡した者	花輪	13 人
病気見舞金	1週間以上の入院等のとき	10,000円	3 人
退職記念品	退職者	ギフトカード	13 人
		別途計算	
		ギフトカード	
永年勤続記念品	勤続30年及び20年の者	30年:5万円	9 人
		20年:3万円	
クラブ活動助成金	クラブ活動の運営助成	別途計算	9クラブ
人間ドック助成金	人間ドック利用者	5,000円限度	17 人
通信教育助成金	通信教育修了者	3,000円限度	4 人

# (3) 共済制度

職員の共済組合制度は、地方公務員等共済法に基づき、組合員(職員)とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として富山県市町村職員 共済組合が事業を実施しています。

#### ○共済組合の事業

・共済組合には、法令に基づき、負担金として、平成28年度負担金 <u>263,478千円</u> 支出しています。

短期給付事業…組合員とその家族の病気・けが・出産に対して必要な給付を行うもの。

長期給付事業…組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行うもの。

福祉事業 ・・・組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の 貸付けなどを行うもの。

8 勤務条件に関する措置の状況 なし

9 不利益処分に関する不服申立ての状況なし